

天草市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表

令和6年4月

- 1 訪問型自立支援サービス(訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型自立支援サービス(通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

■訪問型自立支援サービス(独自))サービスコード表

 ・・・黄色の網掛けはR6.4.1から変更
 ・・・水色の網掛けはR6.4.1から新設
 ・・・灰色の網掛けはR6.3.31で廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	日割の場合	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	日割の場合	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	179	1回につき
A2 2621	訪問型独自サービス23	(2)生活援助が中心である場合	220	1回につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	1回につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数	12	1単位減算
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	(1)1週に1回程度の場合	1	1単位減算
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	23	1単位減算
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合	1	1単位減算
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37	1単位減算
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合	1	1単位減算
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数	3	1単位減算
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2	1単位減算
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(2)生活援助が中心である場合	2	1単位減算
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	2	1単位減算
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	1単位減算
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%	減算
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15%	減算
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	12%	減算
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	15%	加算
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	15%	加算
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	10%	加算
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		10%	加算
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		10%	加算
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		5%	加算
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		5%	加算
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		5%	加算
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200	1回につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	100	1回につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	ホ 口腔連携強化加算	200	1回につき
A2 6102	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	50	1月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	ヘ 介護職員処遇改善加算 (I)	137 / 1000	加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(1)介護職員処遇改善加算 (II)	100 / 1000	加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(2)介護職員処遇改善加算 (III)	55 / 1000	加算
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	63 / 1000	加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	42 / 1000	加算
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算 (II)	24 / 1000	加算
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	24 / 1000	加算

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■通所型自立支援サービス(通所型サービス(独自)サービスコード表

…黄色の網掛けはR6.4.1から変更
 …水色の網掛けはR6.4.1から新設
 …灰色の網掛けはR6.3.31で廃止

サービスコード	サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定 単位			
	種類	項目									
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	日割の場合	1,798	1月につき			
A6	1112	通所型独自サービス11日割			59 単位		59	1日につき			
A6	1121	通所型独自サービス12			要支援2		3,621 単位	日割の場合	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割	119 単位	119		1日につき					
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき			
A6	1123	通所型独自サービス22							事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1週当たりの標 準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき			
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割							日割の場合	1 単位減算	-1
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	業務継続計画未策定 減算	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき			
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割							日割の場合	1 単位減算	-1
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	イ 1週当たりの標 準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき				
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22							事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	イ 1週当たりの標 準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき			
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割							日割の場合	1 単位減算	-1
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき				
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割							日割の場合	1 単位減算	-1
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	イ 1週当たりの標 準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき				
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22							事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型 サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき			
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2							事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	ロ 1月当たりの回数を定める場合			94 単位減算	-94	1回につき			
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき			
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき			
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	225				
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240				
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50				
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200				
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	150				
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ							(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480				
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	480			
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ							運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ							栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	700				
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算							リ 事業所評価加算	120 単位加算	120
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強 化加算	(1)サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88				
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ							事業対象者・要支援2	176 単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ							(2)サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ	(3)サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	144				
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ							事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ							事業対象者・要支援2	48 単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	100				
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ							(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	運動器機能向上加算を算定している場合			100 単位加算	100				
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	10	1回につき			
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ							(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A6	6311	通所型独自科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき			
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59 /1000 加算	59 /1000 加算	59 /1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ							(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	43 /1000 加算	43 /1000 加算
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ							(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	23 /1000 加算	23 /1000 加算
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇 改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12 /1000 加算	12 /1000 加算	12 /1000 加算				
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ							(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	10 /1000 加算	10 /1000 加算
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算			11 /1000 加算	11 /1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定 単位
	種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超			3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	事業対象者・要支援2	119 単位	×70%	83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超						
A6	8013	通所型独自サービス22・定超	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	1回につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定 単位
	種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠			事業対象者・要支援2		3,621 単位	2,535
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠	事業対象者・要支援2	119 単位	×70%	83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠						
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	1回につき	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■ 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

- …黄色の網掛けはR6.4.1から変更
- …水色の網掛けはR6.4.1から新設
- …灰色の網掛けはR6.3.31で廃止

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		算定 単位
			算定項目	合成 単位数	
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	442 1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント 虐待未・業継未	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5	434 単位	434
AF	2113	介護予防ケアマネジメント 虐待未	虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算	438 単位	438
AF	2114	介護予防ケアマネジメント 業継未	虐待防止措置未実施減算	438 単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	業務継続計画未策定減算	300 単位加算	300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ロ 初回加算 ハ 委託連携加算	300 単位加算	300

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。